## (一財) 日本文化用品安全試験所「香港事業所」の ST 海外検査機関の指定について

(一財) 日本文化用品安全試験所「香港事業所」(以下「文化用品・香港事業所」という。) が開設されますが、当該事業所は、ST 検査第3部(化学的特性)に関して、このほど ST 海外検査機関として指定\*されましたのでお知らせします。

(\*) 当該指定は、「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」第 11 条第 2 項(海外検査機関の指定)の改定により行われました。(平成 27 年 1 月 20 日の理事会決定)

改定は別紙1のとおりです。(第2項の表に「文化用品・香港事業所」を追加)

(参考) ST 海外検査機関の指定を受けた検査機関

CMA、HKSTC(昭和 61 年 8 月 6 日指定)

SGS 香港、Intertek 香港、SGS タイ (平成 23 年 1 月 1 日指定)

Intertek ベトナム (平成 24 年 7 月 1 日指定)

「文化用品・香港事業所」の ST 第3 部試験実施の概要

1. 「文化用品・香港事業所」の所在地等

住所: 18/F, A-1, Block 1, Tai Ping Industrial Centre, 57 Ting Kok Road, Tai Po, N.T. Hong Kong

電話:(代)(852)3525-0470

2. 「文化用品・香港事業所」で検査し発行された ST 第 3 部の試験成績書は、ST 検査 の試験成績書として取り扱われます。

なお、他の ST 海外検査機関の試験成績書と同様、「ST 判定シート」への記入、 及び当該判定シートの試験成績書への添付がなされます。(平成 22 年 11 月 9 日 付の当協会の通知 2.の取扱いに従う。)

- 3. 「文化用品・香港事業所」の ST 第 3 部 (化学的特性) 試験の申請は、平成 27 年 2 月 1 日から受付が開始されます。
- 4. 「文化用品・香港事業所」の試験事業の詳細については、同試験所のホームページを参照下さい。http://www.mgsl.or.jp